

企画競争の実施公告

下記のとおり、公告します。

令和8年5月25日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター
中国四国整備局長 丹保 博人

1 件名

松山水源林整備事務所の移転先物件（以下「応募物件」という。）の公募

2 応募物件の仕様

仕様書のとおり

3 担当部署

〒700-0907

岡山県岡山市北区下石井2-1-3（岡山第一生命ビルディング内）

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター 中国四国整備局 総務課

電話：086-226-3295 FAX：086-231-6344 E-mail：chushi@green.go.jp

4 応募資格

応募希望者及び契約締結予定者は、次に掲げる条件を満たしていること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 次の各号の一に該当する者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）であって、その事実があった後2年間を経過しない者でないこと。
 - ① 契約の履行に当たり、不正な行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (4) 令和7・8・9年度全省庁統一資格「役務の提供等」において、A、B、C、Dのいずれかの等級に格付けされている者又は地方公共団体における同様の競争参加資格を有している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、(4)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 農林水産省又は国立研究開発法人森林研究・整備機構の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 賃借の代理及び媒介することを業としている者については、必要な免許、資格として宅地建物取引業免許を有していること。
- (8) 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
※参照URL (https://www.green.go.jp/keiyaku/kitei/pdf/keiyakukitei_05.pdf)

5 企画提案書の交付

(1) 交付期間

公告日から令和8年6月16日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで(12時から13時までの間を除く。)

(2) 交付場所及び問合せ先

上記3 担当部署に同じ

(3) 交付方法

E-mailにより交付します。

E-mailによる交付に当たっては、公告日・件名・社名・住所・電話番号・E-mailアドレス・担当者名を明記の上、上記3 担当部署のE-mailアドレスに送信してください。当方より電子ファイル(Excel)を交付します。

なお、請求した翌日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)13時を過ぎても当方より交付がない場合は、電話にて確認してください。

6 応募に必要な書類の提出

(1) 提出期間

公告日から令和8年6月18日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで(12時から13時までの間を除く。)

(2) 提出する書類

応募者1者につき3物件まで応募が可能です。複数物件の応募を希望される場合は、応募物件ごとに以下の書類を作成し提出してください。

- ① 企画提案書
- ② [企画提案書(添付資料1)] : 上記4 応募資格(4)の証明をする書類(写)
- ③ [企画提案書(添付資料2)] : 宅地建物取引業免許証(写)
※応募者が賃借の代理及び媒介を生業とする者の場合に必要
- ④ [企画提案書(添付資料3)] : 委任状
※応募者が賃借の代理及び媒介を生業とする者の場合であって、契約締結予定者(家主)でない場合に必要
- ⑤ [企画提案書(添付資料4)] : 契約締結予定者(家主)の会社概要及び財務内容が分かる書類
- ⑥ [企画提案書(添付資料5)] : 建物概要(内観・外観及び詳細概要)の書類
- ⑦ [企画提案書(添付資料6)] : 建物及び駐車場の位置図
- ⑧ [企画提案書(添付資料7)] : 応募物件のフロア平面図
- ⑨ [企画提案書(添付資料8)] : 建物1階のフロア平面図
- ⑩ [企画提案書(添付資料9)] : 応募物件に係る賃貸借契約書(見本)

(3) 提出場所及び提出方法

上記3 担当部署への郵送・持参によるものとします。

(4) 補足事項

- ① 提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- ② 提出された書類を本件以外に無断で使用することはありません。
- ③ 提出された書類は、返却致しません。
- ④ 提出期限以降における書類の差し替え又は再提出は認めません。

7 その他

(1) 公募の結果、応募者又は応募物件数が複数ある場合は企画競争を行うものとし、上記

2 応募物件の仕様について、賃借料、物件の環境及び利便性などの観点から審査した上で「優先契約予定者」を選考し、応募者へ通知します。

なお、審査内容、結果などに関する質問は受け付けません。

(2) 応募受付後、必要に応じて、電話による確認、追加資料の提供、応募物件の内覧等をお願いすることがあります。

(3) 契約情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、当機構と一定の関係を有する法人等と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表します。

なお、本件への企画提案書の提出又は契約の締結をもって、当機構との関係に係る所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意されたものとみなします。